

進捗状況を公表します

前年度に続き削減目標を大幅に上回る

地球温暖化防止実行計画とは：地球温暖化対策推進法に基づき各自自治体が策定する計画で、市役所が事業者として温室効果ガス（二酸化炭素など、以下「CO₂」）排出量をいかに抑制するか、その発生源となる電気や燃料などの使用量をいかに削減するか、対策を執行していく計画です。計画期間（平成20～24年度）の年度ごとに削減率の目標を掲げています。

※削減率の基準数値は平成18年度数値

平成21年度取り組みの概要

対象としている市有19施設と公用車のCO₂排出量は、平成20年度で削減率17・89%を達成しました。21年度には、さらに削減率を高めようと電気・ガス・水道の使用抑制やコピー用紙の削減など、職員一人ひとりが事務事業の実施においてエネルギー消費削減の意識を高め、省エネにつながる行動に取り組みました。

【CO₂排出量の算出方法】

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{年間使用量} \times \text{温室効果ガス排出係数}$$

平成21年度のCO₂排出量

平成21年度のCO₂排出量は1,645トン、削減率は17・88%でした。計画における21年度の目標は4%減でしたが、削減目標を大きく上回った20年度と同水準で、大幅な削減となりました。

燃料別CO₂排出量

項目	CO ₂ 排出量 (kg)		
	H18年度	H20年度	H21年度
電気	922,246	848,122	853,186
都市ガス	588,164	345,132	345,060
LPガス	2,023	1,827	1,794
灯油	236,543	218,518	219,488
重油	43,200	21,600	32,400
水道	16,888	12,305	12,262
ガソリン	104,303	105,106	98,665
軽油	90,046	92,335	82,292
合計	2,003,413	1,644,945	1,645,147

燃料別の比較では、電気や灯油、重油の排出量は若干増えましたが、主にガソリンや軽油に伴う公用車、空調機器の稼働に伴う都市ガス・LPガスによる排出量が抑制されています。

市役所各庁舎別CO₂排出量

項目	庁舎別	CO ₂ 排出量 (kg)		
		H18年度	H20年度	H21年度
電気	仁賀保	65,882	74,159	69,361
	金浦	64,017	58,889	58,365
	象潟	144,858	116,783	117,667
都市ガス	仁賀保	41,180	22,740	22,546
	金浦	42,498	22,658	26,198
	象潟	130,294	65,950	63,106
水道	仁賀保	1,127	596	541
	金浦	547	534	549
	象潟	1,199	938	1,081
合計	仁賀保	108,189	97,495	92,448
	金浦	107,062	82,081	85,112
	象潟	276,351	183,671	181,854

公用車の買い替えに伴いハイブリット車を導入したことや、アイドリングストップ・エコドライブに努めるなど職員の省エネ運動意識が向上したこと、冷夏暖冬傾向だったこと、クールビズ・ウォームビズにより空調機器の稼働が少なくなること、などが要因にあげられます。各庁舎のCO₂排出量は、合計で359トンと、平成20年度の363トンより、4トン減少しました。

※変電設備が一体なため、象潟庁舎の電気による排出量には象潟構造改善センターと象潟保健センター分を含む

建物の形状や業務体系により排出量が多い施設では、スマイルが191トン、前年度比で1トンの減、消防本部が190トン、同4トンの減と両施設とも排出量を削減しています。

平成22年度の取り組み

実行計画については、状況変化や進捗状況などを踏まえて見直しを図り、さらに地球温暖化対策に取り組んでいきます。

LED照明器具の導入

太陽光発電システムなど新エネルギーを利活用し、省電力・長寿命で環境に優しく、コスト削減効果の高いLED照明器具を象潟庁舎へ導入予定です。

公用車に電気自動車を導入

電気を原動力とするため、CO₂がまったく排出されず環境に優しい自動車です。7月から導入、運行する予定です。

CO₂削減量や燃料使用量の詳細については、市ホームページでも公表しています。

問合せ 財政課 財産管理班 ☎43・7509

生活環境情報 No.15

◆市民総参加の「にかほ市クリーンアップ作戦」を実施します

日時 7月4日(日)

午前6時～8時

場所 市内全域（実施場所等の詳細については各町内会へお問い合わせください）

持参物 清掃用具（ホウキ、くわ、軍手等）

作業の内容 紙くず・アキカン・ビン類・漂着ごみ・側溝汚泥等の除去及び運搬、海草・草等の埋却等

※トラック等の所有者は、ゴミの搬入等で全面的なご協力をお願いします。

ごみの処理 クリーンアップ作戦に伴い出るごみは、海草・草等とは異なるだけ埋却し、それ以外は分別して最終処分場へ運搬してください。

※回収ごみの現地焼却はしない

※クリーンアップで回収された「ビン・カン・ペットボトル・古紙」はリサイクルが困難なので、「ペットボトル・古紙」

は「燃えるごみ」として「ビン・カン」は「燃えないごみ」として上記の「燃えるごみ」「燃えないごみ」と一緒に回収してください。

◆ブラウブリッツ秋田の選手とクリーンアップへ参加しよう!!

7月4日(日)のクリーンアップ作戦へ、「ブラウブリッツ秋田」の選手が参加します。場所は平沢海水浴場です。選手と一緒にクリーンアップ活動を楽しみましょう。

◆毎年6月は環境月間です

地球温暖化対策、循環型社会の構築など、私たちが生活の中で取り組まなくてはならない課題は多くなっています。平成17年2月16日には京都議定書が発効し、議定書の約束（2008年～2012年まで温室効果ガスを6%削減する事）を達成するため、国民各界各層があらゆる対策・思索の推進に取り組んでいます。

明るく楽しく毎日を過ごすためにも、身の回りで出来る小さな事でも良いので、環境のためになる事を少し考えてみてください。

◆貸金業法が

大きく変わります!

平成22年6月18日に改正法が施行された点が変わります。

①借入総額が「年収の1/3」を超える場合、新規の借入ができなくなります。

②借入の際、基本的に「年収を証明する書類」が必要になります。年収を証明する書類がないと借入ができない場合があります。

法律の詳しい内容は金融庁ホームページをご覧ください。

http://www.fsa.go.jp/

借入や返済のお悩みは

お早めにご相談を!!

相談窓口の連絡先
▽消費者ホットライン（消費生活相談窓口） ☎0570・064・370▽金融庁・金融サービス利用者相談室 ☎0570・016・811、☎03・5251・6811▽市役所生活環境課消費生活相談窓口（仁賀保庁舎⑦番窓口） ☎32・3043

にかほ市内の交通事故発生状況

「子どもがいるカモしれない」「車が出てくるカモしれない」カモしれない運転を心がけ、交通事故を起こさないよう、遭わないように気をつけましょう

	5月中の事故	平成22年累計
人身事故	5件	24件
死者数	0人	0人
負傷者数	7人	27人
物損事故	24件	169件

◆口蹄疫に関する情報について
消費者庁では、ホームページ上で口蹄疫に関する情報を提供しています。
口蹄疫に感染した肉類が市場に出回る心配はなく、もし感染した肉類などを口にしても人体に影響はありません。
口蹄疫が人間に感染する心配はありませんので、食料品等の購入の際もご安心ください。
消費者庁ホームページ
http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/100510adjustments_1.pdf

問合せ 生活環境課

☎32・3033